

美祢市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

美祢市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状 P. 2
2. 目標・期間 P. 3
3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 P. 3
4. 進行管理・フォローアップ P. 9

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本推進計画により、教職員の長時間労働の解消とワーク・ライフ・バランスの改善を図り、教職員自身が心身の健康と生きがいを実感しながら働くことができる環境を整備することで、教職員のウェルビーイングの実現を図ります。

そして、教職員が過度な負担から解放され、その能力を最大限に発揮することで、子どもたち一人ひとりと向き合う時間や、教材研究・指導法改善に集中できる時間を確保することにより、「誰一人取り残すことなく、こどものよさを引き出す安全・安心な学校」「こどもが自ら学ぶ学校」「地域に愛され、つながりが生まれる学校」「こどもの可能性を広げる教育環境が充実した学校」という魅力ある学校像の実現に繋がります。

(2) 本市の現状

本市では、時間外在校等時間の削減に向けて、平成29年からICカードにより在校等時間の管理を行うとともに、令和4年度からは部活動の地域移行を進めるなど、学校の教育職員の在校等時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりでした。

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 26.9 時間	15.8%	0.3%
中学校	月 42.3 時間	43.4%	7.2%

小学校においては取組の成果がみられるものの、時間外在校等時間が45時間を超える状況が見受けられます。特に中学校は、半数近い教職員が45時間を超えています。

また、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等の向上に向けて、長期休業中における学校閉庁日や時差出勤の設定、各校におけるノー残業デーの奨励などを進めてきました。

しかしながら、教職員検診の際に全教職員対象に実施しているストレスチェックにおける高ストレス者の割合は、令和6年度9.5%、令和7年度11.0%となっており、さらなる改善が必要です。

こうしたことを踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき、本計画を策定するものです。

2 目標・期間

【時間外在校等時間に関する目標】

月 45 時間、年 360 時間を超える教員の割合を 0% に近づける。

〈推進指標〉 教員の 1 ヶ月あたりの時間外在校等時間の平均を 30 時間以内にする。

【ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標】

ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 0% に近づける。

本計画の期間は、令和 8 年 4 月から令和 11 年 3 月までとします。ただし、期間中において、以下の視点を踏まえ、適宜見直しを行います。

[計画の見直しの視点]

- 時間外在校等時間の状況
- 具体的な取組の検証
- 県や国の施策、各種ガイドライン・資料の活用 等

3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3 分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の適正化を図ります。各中学校区の学校運営協議会や各地区の見守り隊などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3 分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
- ・ 美祢地区中高生徒指導連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3 分類」③関係）

- ・ 学校徴収金について、給食費については教育総務課学校給食室が担います。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3 分類」⑤関係）

- ・ 県教育委員会や市首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口の設置の検討を進めるとともに、弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築します。

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。また、調査・統計等の作業において、可能な範囲で学校業務支援員の活用を促します。
- ・ 美祢市学校事務共同実施会と連携し、学校事務体制の強化に努めます。

◆運動場や学校体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 運動場や学校体育館の地域開放施設の管理業務を各地区の公民館が行います。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 学校部活動に代わり、子どもたちが地域において生涯にわたってスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保するとともに、教職員の働き方改革の推進のため、令和8年度中に学校部活動を地域クラブ活動へ地域展開します。
- ・ 地域展開するまでは、市教育委員会が策定した「学校部活動の在り方に関する方針」に則り、部活動の適切な運営等について、各学校に適宜、情報提供および指導・助言を行います。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆ 授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備・運営（「3分類」⑮⑯⑰関係）

- ・ 学習指導や採点作業等を補助する学級支援補助員を学校規模や学校課題に応じて総合的に判断し配置します。
- ・ 統合型校務支援システム、AIドリル、クラウド型授業支援ソフト等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。
- ・ 教材の印刷や物品の準備等を補助する教員業務支援員を全小中学校に配置します。

◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が生徒指導関係の校内ケース会議等へ参加できる体制を整備する等、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築します。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を年3回程度実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築します。
- ・ 首長部局とも連携し、医療的ケア看護職員、相談支援所相談員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校や家庭への派遣を拡充します。

(2) 「業務の3分類」以外での取組

① 事業・校務等の精選

市教育委員会が主催する会議や依頼する調査、各種書類について、廃止・統合、時間短縮、回数・項目の削減、記載内容や提出方法の簡素化、ICTによる電子化等の視点から見直しを図ります。

② 働き方改革に関する意識改革や業務の効率化を図る研修の充実

美祢市小・中学校校長研修会における働き方改革に関する研修の実施や、各学校での研修における国や県の資料活用を促すことにより、学校における働き方改革に係る研修や取組の充実を図ります。

- ・各学校の時間外在校等時間の調査結果等の提供
- ・「働き方改革チェックシート（文部科学省）」の活用
- ・「働き方改革 現状分析ツール（山口県教委）」の活用

③ 校務における ICT 活用推進

Microsoft Teams の活用による情報伝達手段の簡素化や、Microsoft Forms による学校評価等のアンケート集計業務の電子化を推進するとともに、学校図書館管理ソフトの更新等を進めることで、学校の負担軽減に努めます。

④ サポート人材の配置

ア 教員業務支援員

市内全小・中学校に教員業務支援員を配置し必要な支援を行います。配置の日数は、長時間勤務の実態や各学校の学校課題の状況によって総合的に判断して決定します。

<教員業務支援員の業務内容>

- 印刷等業務（学習プリント、各種便り、会議資料等の印刷・仕分け 等）
- 学級事務業務（集金・会計の補助、教材・教具の準備・片付け 等）
- 集計・データ入力等業務（アンケート集計処理、各種調査のデータ入力作業 等）
- その他（簿冊の整理、会計事務の補助、進路事務、給食準備 等）

イ 公設塾mineto スタッフ・教育魅力化推進員

公設塾mineto スタッフによる総合的な学習の時間の企画・運営サポートや、教育魅力化推進員による表現教育、キャリア教育等の自主性や主体性を育む活動を実施します。

ウ 学校図書館担当職員

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校図書館担当職員を配置します。

エ スクールカウンセラー

臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを学校に派遣し、生徒指導・教育相談体制を整備します。

オ スクールソーシャルワーカー

社会福祉士等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒を取り巻く様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを学校や家庭に派遣し、生徒指導・教育相談体制を整備します。

カ 教育支援センター「心の広場」指導員

教育支援センター「心の広場」指導員がアウトリーチ型の支援を行い、各学校の不登校児童生徒への支援を行います。

キ 部活動指導員

学校部活動の指導の充実、教員の負担軽減のために、部活動指導員を配置します。

ク 特別支援教育連携推進員

地域コーディネーターや各関係機関との連絡調整を行う特別支援教育連携推進員を市に配置します。

ケ 少年安全サポーター

生徒指導対応等で警察との連携や連絡調整を行う少年安全サポーターを市に配置します。

コ ICT 支援員

GIGA スクール構想の推進に向けて、ICT 環境整備支援を行う ICT 支援員を市に配置します。

⑤ 市の施設や人員の有効活用など

- ・ 水泳指導における美祢市温水プールの利用や、市内移動におけるスクールバスの活用を促進します。
- ・ 学校図書館の管理を補助する市立図書館職員や、校内緑化作業を補助する市フラワーセンター職員等、専門性の高い職員を学校に派遣する体制づくりを進めます。
- ・ 学校の要望に応じて、除草作業を軽減するための雑草抑制シート設置を計画的に進めます。

(3) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・ 学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含め、検証改善に努めます。
- ・ 業務量管理・健康確保措置に係る取組を各学校の web ページ等で公表します。
- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ・ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を計画的に全校に設置します。

(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

① 適正な勤務時間管理と継続的な状況把握

平成29年度に全ての小中学校に導入したICカードによる出退勤時刻を把握するシステムを活用し、客観的なデータを元に教職員の勤務時間の実態を正確に把握することで、学校における働き方改革の進捗状況を検証し、市教育委員会として講ずるべき手立ての検討に生かしていきます。

② メリハリのある働き方のルール化

勤務時間を意識した働き方の推進や、年次有給休暇の取得促進の観点から、以下の取組を推進します。

<全市での取組>

ア 学校閉庁日の設定

長期休業中に年次有給休暇等を取得しやすい環境を整備するため、学校閉庁日を実施します。閉庁期間は保護者や外部からの問い合わせや事務室等における窓口業務に対応する者を置かず、原則として課外授業や部活動等の児童生徒の活動は行いません。

イ 時差出勤の設定

勤務時間を意識した多様な働き方を推進するため、長期休業期間中の「時差出勤」を実施しています。公務に支障のない範囲で、事前の申請により勤務開始・終了時刻を30分または1時間、早く、または遅くすることができます。

ウ 学年末休業期間の拡大

令和7年度末から修了式を2日早め、学年末休業の期間を延長することで、学年末の業務時間を確保します。

<各学校の実情に応じた取組>

エ 夏季休業の短縮に伴う余剰時間の有効活用

夏季休業の短縮に伴う余剰時間（年間で3日分）を学期末等の繁忙期の業務時間に充てることで、業務時間を確保します。

オ 最終退校時刻の設定

教員の長時間勤務の改善、時間管理の意識を高めていくため、各学校において「最終退校時刻」の設定を推奨します。季節や業務の繁閑により設定時刻を変更するなど、状況に応じて取組を進めることも可能としています。

カ ノー残業デーの設定

学校全体での時間外業務時間の削減を推進するため、学校ごとに「ノー残業デー」（一斉退校日）を設定し、全ての教職員が勤務時間終了後、速やかに退校することを推奨します。部活動休養日と同一日の実施や、中学校区単位で小・中学校が連携するなど、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

③ メンタルヘルス対策事業の実施

以下のような各種事業等を実施することで、教職員の健康確保を目指します。

- ・ 全教職員対象にストレスチェックを実施し、その結果を活用して職場環境の改善を推進するとともに、管理職による教職員面談やラインケアの充実に努めます。
- ・ 1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施します。

(5) 学校・家庭・地域が連携・協働した取組

① コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かした、地域のネットワークの強化

ア 学校運営協議会の充実

より良い学校運営に向けて、保護者・地域など多様な人々による熟議・協働活動を推進します。

イ CSコーディネーター配置

コミュニティ・スクールの取り組みの円滑な運営に資するため、全小中学校にCSコーディネーターを配置し、コミュニティ・スクールの取組や小中連携および地域連携の取組の充実に努めます。

② 保護者や地域の理解促進

- ・ 学校の働き方改革について、各学校のWebページ等を通じて取り組み状況を公表するとともに、年度初めに「学校・教師が担う業務に係る3分類」に係る県作成文書を保護者に配付したり、学校運営協議会において市教育委員会が説明したりして、保護者や地域住民の理解を図ります。
- ・ 保護者に対して、勤務時間外の連絡は、緊急時を除いて控えていただくよう依頼する文書を配付します。
- ・ 就学時健康診断等の機会を利用して家庭教育支援チーム等の取組を周知し、学校外の相談機関についての理解と利用促進を図ります。

4 進行管理・フォローアップ

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- 社会経済情勢の変化や学校現場の実態・ニーズ、さらには国や県の動向等を踏まえ、必要に応じて取組の見直しを行います。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

美祢市教育委員会事務局 学校教育課

T E L : 0 8 3 7 — 5 2 — 1 1 1 8

F A X : 0 8 3 7 — 5 2 — 2 5 6 2

E-mail : gakkou@city.mine.lg.jp